

大崎町告示第42-6号

大崎町脱炭素促進事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和6年4月1日

大崎町長 東 靖弘

大崎町脱炭素促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年4月14日に行った「ゼロカーボン推進宣言」において、2050年温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするため、脱炭素に資する設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、大崎町脱炭素促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大崎町補助金交付規則（昭和56年4月1日規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者及び補助金の額等)

第2条 補助金の交付対象者は、町内に住民登録を有し、町税その他町に対し納付又は納入の義務のある費用を滞納していない個人又は法人であって、別表第1に掲げる補助対象者とし、補助対象設備等の仕様及び要件並びに補助金の額はそれぞれ同表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の制限)

第3条 補助金は、別表第1の補助対象機器の種類ごとに、申請者は生涯1回を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大崎町脱炭素促進事業補助金交付申請書（第1号様式（以下「申請書」という。））に別表第2に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、第4条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その可否を決定するとともに、その結果を大崎町脱炭素促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第6条 町長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該補助金の交付決定を変更し、又は取り消すとともに、当該補助決定者に対して、すでに交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(1)この要綱の規定に違反したとき。

(2)提出書類に虚偽の事実を記載し又は補助金の申請に関し、不正な行為があったと認めたととき。

2 町長は、前項の規定に基づき、補助金の交付決定を変更し、又は取り消したときは大崎町脱炭素促進事業補助金交付決定変更（取消）通知書（第3号様式。以下「変更（取消）通知書」という。）により、当該補助決定者に通知するものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第7条 補助決定者は、補助金の交付に係る補助対象設備等（以下「取得財産」という。）について、補助金の交付決定を受けた日から起算して別表第3に掲げる財産処分の制限期間を経過するまでの間は、町長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供するなどの処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。

2 補助決定者は、前項の期間において取得財産を処分等しようとするときは、交付を受けた補助金の一部又は全部を町長に返還しなければならない。

3 町長は、前項の規定により、既に交付した補助金を返還させるときは、変更（取消）通知書により当該補助決定者に通知するものとする。

4 補助決定者は、第1項の町長の承認を受けようとするときは、あらかじめ大崎町脱炭素促進事業補助金補助対象設備等処分等承認申請書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

5 町長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定するとともに、その結果を大崎町脱炭素促進事業補助金補助対象設備等処分等承認通知書（第5号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

(協力依頼)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、本町の地球温暖化対策の推進に必

要な事項に関し，協力を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象設備等	補助対象者	補助対象設備等の仕様及び要件	補助金の額（当該額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる）
住宅用蓄電システム	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1)自らが居住する町内の専用住宅等に定置用リチウム蓄電池を設置し、かつ、自らが当該蓄電池を所有し、使用する者</p> <p>(2)自らが町内に所有する専用住宅等に定置用リチウムイオン蓄電池を設置し、かつ、自らが当該蓄電池を所有し、他者に居住の目的で当該専用住宅等を貸し出す者</p> <p>(3)建売住宅供給者等によって定置用リチウムイオン蓄電池が設置された町内の建売住宅を取得する場合は、当該建売住宅を取得し、かつ自ら居住する者</p>	<p>(1)蓄電池容量が1キロワット以上で、太陽光発電システム等と接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであること。</p> <p>(2)一般社団法人環境共創イニシアチブがネット・ゼロ・エネルギーハウス支援事業において補助対象としている機器であること。</p>	<p>一件150,000円とする。</p>
家庭用充電設備	<p>家庭用充電設備を購入し、電気自動</p>	<p>(1)N e vが補助対象設備として指定している設備であるこ</p>	<p>1件50,000円とする。</p>

	車の使用の本拠の位置に設置する者	と。	
--	------------------	----	--

別表第2（第4条関係）

補助対象設備等	添付書類
住宅用蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事請負契約書の写し又は専用住宅等の購入に係る売買契約書の写し</li> <li>(2) S I I のホームページに示されている蓄電システム登録済製品一覧における当該蓄電池の該当箇所の写し</li> <li>(3) 定置用リチウムイオン蓄電池の設置費に係る領収書の写し（定置用リチウムイオン蓄電池の設置に係る支払金額が記載されていない場合にあっては、それが分かる書類（内訳書等））</li> <li>(4) 定置用リチウムイオン蓄電池の設置状況を示すカラー写真（当該蓄電池の全景が確認できるもの）</li> <li>(5) 定置用リチウムイオン蓄電池の保証書の写し</li> <li>(6) 個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書</li> </ul>
家庭用充電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭用充電設備カタログの諸元表等の写し</li> <li>(2) 保証書の写し</li> <li>(3) 工事請負契約書の写し</li> <li>(4) 家庭用充電設備の領収書の写し</li> <li>(5) 設置状況を示すカラー写真（当該家庭充電設備の全景が確認できるもの）</li> <li>(6) 個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書</li> </ul>

別表第3（第7条関係）

補助対象設備等	財産の処分が制限される期間
住宅用蓄電システム	6年間
家庭用充電設備	4年間